

## 特定調達公告

熱分析システムの調達に係る一般競争入札の実施（産業振興課）

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年12月25日

島根県知事 丸山 達也

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名及び数量

熱分析システムの調達 一式

#### (2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

#### (3) 納入期限

令和3年5月31日（月）

#### (4) 納入場所

島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター

### 2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものを含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第60条の3各号に掲げる要件を備えた者であること。

(5) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加資格の認定を受け、入札参加者資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(3)理化学機器」に登録されている者であること。

(6) 島根県が実施する物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(8) 以上の全てを満たす者であって、令和3年1月22日（金）午後5時までに入札参加意向届出書及び応札仕様書を提出し、入札開始までに参加の承認を得た者であること。入札参加資格申請については、島根県ホームページで確認し、手続きを行うこと。

### 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県商工労働部産業振興課イノベーション推進グループ

電話 0852-22-6326 F A X 0852-22-5638

## 5 入札説明書の交付等

### (1) 入札説明書の交付場所

本公告の日から令和3年1月18日（月）午後5時までの間、4の場所で交付する。

### (2) 入札説明会

実施しない。

## 6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和3年1月22日（金）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加意向届出書（以下「申請書」という。）及び応札仕様書を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

## 7 入札期間、開札日時等

### (1) 入札の日時、場所等

#### ア 日時

令和3年2月8日（月）午前10時まで

#### イ 場所

令和3年2月8日（月）午前9時までは4の場所とし、それ以降は(2)イの開札場所とする。

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和3年2月8日（月）午前9時までに到着していること。

### (2) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和3年2月8日（月）午前10時

#### イ 場所

島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター 第1会議室

## 8 その他

### (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

### (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県商工労働部産業振興課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A thermal analysis system

(2) Time limit for tender : 10 : 00 a.m. February 8, 2021

(Bids by post must be received by 9 : 00 a.m. February 8, 2021)

(3) Contact point for the notice : Innovation Promotion Group, Industrial Promotion Division

Department of Commerce, Industry and Labor Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-6326